土地寄附申出書及び寄附証書様式改訂について

1. 背景及び目的

本市の道路用地等の取得実務において、長年にわたり公衆用道路（市道現況道路）の敷地として先行使用されながら、所有権移転登記（名義変更）が未完了のまま経過している私有地が多数存在している。これらは、過去の道路整備工事の際における地域住民の口頭承諾、無償使用承諾、あるいは工事承諾等、様々な経緯を有しており、所有者それぞれの土地に対する思いを内包したまま今日に至っている。

今般、これらの土地について長年の未整理状態を解消し、公有財産としての適正管理を進めるにあたり、寄附という協力を申し出る市民に対し、本市としても敬意を示すべきである。

しかしながら、現行の様式は昭和 39 年の財務規則準則（公有財産取扱準則）等から踏襲され高圧的な表現（「もらってやる、何かあれば全て寄附者が責任を持て」という旧態依然としたニュアンス）が色濃く、実印を押印して手続きに協力する市民の善意に対し、令和の時代にそぐわない行政文書となっている。

ついては、実務上の法的リスク管理（私権の不付着・租税公課の年度精算等）は担保しつつ、市民目線かつ誠実な公用文表記へと改訂するため、本新様式を定めるものである。

2. 現行様式の課題及び改訂の必要性

(1) 精神的課題（市民の善意及び土地の歴史に対する敬意の欠如）

現行の寄附証書にみられる「故障申出る者ある場合は私に於いて始末を付け」「御市に対し決して御迷惑は掛けませんので証書差し出ます」といった文面は、一方的かつ高圧的であり、先祖代々の土地を公共のために無償提供する市民の思いを顧みないものとなっている。令和の市民協働の時代において、信頼関係の構築を阻害する大きな要因である。

(2) 実務的課題（未登記道路の整理事務における合意形成の円滑化）

対象土地の多くは数十年前に口頭承諾等で提供されたものであり、現代においてその相続人等へ名義変更を求める際、現行のような威圧的な書類を提示することは、現場で交渉を行う職員には負担であり、市民の不信感や反発を招き、整理事務が頓挫する一因となる。文面を誠実かつ明確なトーンに改めることは、未登記道路の解消を迅速に進めるために不可欠な実務的アプローチである。

(3) その他の課題（税負担の明確化）

租税公課の負担範囲について「登記完了まで」という曖昧な表記（日割り精算を連想させ、本市の実務慣行と齟齬を生じる表現）となっている点を、税法の原則（年度単位の課税）及び本市の実務に適合する明確な表現へと修正する必要がある。

3. 改訂の主な要旨

(1) 土地寄附申出書（当初の意思表示書類）の改訂

手続きの端緒となる申出書において、長年公共のために使用されてきた背景を受け止める書き出しへと改訂し、実務上重要な 3 カ条（権利の保証・租税公課の負担・登記手続

きの承諾）を主体的な「確約・承諾」形式に整理した。
【申出書・冒頭決定文言】「私が所有する下記の土地は、市道＿＿＿＿線の道路敷地として長年にわたり使用されてきました。このたびの本市の用地整理に同意のうえ、次の条項を確約し、亀山市への寄附（受納）を申し出ます。」

（2）寄附証書（採納決定後の登記関係書類）の改訂

「お上にご迷惑をかけない」と取れるような表現を排し、市民と行政が対等な立場で責任分界点を確認し合う文面に改訂した。特に、受納後の行政財産としての安全性を強固にするため、所有権以外の権利（抵当権等）が一切設定されていない「無傷の所有権」の譲渡であることを明文化した。
【寄附証書・本文決定文言】「私が所有する下記の土地は、市道〇〇線の道路敷地として長年にわたり使用されてきました。このたびの市の用地整理に同意のうえ、令和〇年〇月〇日付で亀山市へ寄附し、所有権以外の権利が一切設定されていない完全な所有権を譲渡いたします。当該土地にかかる固定資産税等の租税公課については、所有権移転登記が完了する日の属する年度分までを私が負担いたします。また、万一、第三者から異議の申出等があった場合も、私の責任において誠実に解決を図ることを誓約のうえ、本証書を提出いたします。」

（3）租税公課負担範囲の明確化

固定資産税等の負担範囲を両書類ともに「所有権移転登記が完了する日の属する年度分まで」と明確に引き直すことで、地方税法の原則に則った年度単位の精算を徹底し、実務上の徴収トラブル（日割り精算等の不当な要求）を未然に封じ込めた。

土地の寄附は、市民による公共貢献のひとつである。長年の口頭承諾等の歴史に区切りをつけ、実印をもって本市の公有財産整理に協力していただく市民に対し、本市が取るべき姿勢は「上意下達」とも取れる表現から「敬意と感謝」である。
本改訂は、法的・財務的なリスクを緩めることなく、その文面を令和の行政にふさわしい「市民に寄り添うスマートな公用文」とさせるものである。
以上、亀山市公有財産規則では、「土地寄附申出書」「寄附証書」の提出は義務づけられているが、様式は明示されてきていない中、慣例的に旧来の書式を使用してきたが、このたび整理を行うものです。

なお、参考に都市計画法第４０条第１項規定の帰属証書も訂正したので、本案にそって運用されたい。